

「県立高等学校入学者選抜制度の今後の方向性について（提言）」について

1. 現状と課題

- ・前期（特色）選抜の不合格体験は、中学生にとって精神的な負担が大きい。
- ・中学校において、あまりに早く進路決定した生徒の学習意欲が減退している状況がある。
- ・子供たちが自分の能力・適性や意欲等に合った学校選択をしているか疑問がある。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため入試時期が早くなったことで、中学校において、学習保障、行事の変更、入試事務の面で負担が大きくなっている。
- ・入試の回数が多いことや入試時期が早くなったことで、生徒や保護者が手続きに追われている。
- ・行事の多い時期に何回も入試の準備等を行う必要があり、高校側の負担も大きい。
- ・前期（特色）選抜を実施していない高校では、入試にスクール・ミッションを反映できない。等

◆改善の方向性として必要とされる観点

- ・学習保障
- ・中学校から高校への学びの接続等を踏まえた基礎学力の育成
- ・生徒や保護者が進路について考える時間の確保
- ・中学校及び高校の負担軽減
- ・地域及び学科の特色や各高校の教育方針の反映
- ・多様な観点による受検先の選択
- ・多様な能力・適性や意欲等の評価

2. 改善の方向性

- ①前期（特色）選抜と後期（一般）選抜を一本化する
- ②受検生全員に学力検査を課す
- ③受検生の多様な能力や個性等が評価される制度にする
- ④高校が自校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを反映して選抜できる制度にする

①前期（特色）選抜と後期（一般）選抜の入試日程を一本化し、1回の受検で複数の観点から選抜することが望ましい。

②選抜方法の大枠については県で統一し、具体的な選抜方法については学校の裁量を認めることが望ましい。

<改善した制度における選抜方法のイメージ>

[選抜の手順]

- ①すべての受検生に学力検査を課す。
- ②各高校は、学力検査の得点等を用いて、選抜の観点の異なる選考①及び選考②による選抜を順に行い、合格者を決定する。

[選考①及び選考②の順序]

(例1) 各高校において、学力検査の得点等を用いて、先に選考①（学力検査重視）を行い、続けて、選考②（特色重視）を行い、合格者を決定する。

選考①（学力検査重視） [募集定員の一定割合]	選考②（特色重視） [募集定員の一定割合]
----------------------------	--------------------------

(例2) 各高校において、学力検査の得点等を用いて、先に選考①（特色重視）を行い、続けて、選考②（学力検査重視）を行い、合格者を決定する。

選考①（特色重視） [募集定員の一定割合]	選考②（学力検査重視） [募集定員の一定割合]
--------------------------	----------------------------

[統一事項]

- ・すべての受検生に学力検査を課す。
- ・1回の受検で、選考①及び選考②による選抜を実施する。
- ・すべての学校が選考①及び選考②を実施する。

[今後の検討事項]

- ・選考①及び選考②の選抜の順序についての考え方
- ・選考①及び選考②で募集する割合の基準
- ・選考①及び選考②の対象者についての考え方（特色重視の選考をすべての受検生が受検するかどうか等）
- ・学力検査を実施する教科の配点や調査書における評価の配点の基準
- ・面接、実技検査、小論文等の実施の有無
- ・具体的な選抜の日程（出願・選抜・合格発表、検査時間割等）等

3. 入試時期

- ・子供たちの学習保障を第一に、中学校生活を最後まで充実して過ごすとともに、それぞれの進路についてじっくり考え、中学校3年間の学習を確実に終えて受検に臨めるような実施時期が望ましい（3月上旬）。
- ・公私立を超えて、本県の子供たちの学力を保障するという観点から、私立高校の入試時期についても併せて調整することが必須である。

4. その他

- ・制度変更する際は、3年程度の周知期間と幅広い情報提供が必要である。
- ・引き続き各高校の魅力化を進め、各高校及び各学科の特色を入試に反映できるようにすることが必要である。

県立高等学校入学者選抜制度の
今後の方向性について
(提言)

令和5年(2023年)3月24日

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	現行入学者選抜制度の概要	2
	(1) 経緯	2
	(2) 選抜方法の概要	2
3	現行入学者選抜制度の現状と課題	5
	(1) 「県立高等学校あり方検討会」の提言等から	5
	(2) 本検討委員会における主な意見から	5
4	入学者選抜制度の改善について	6
	(1) 入学者選抜制度の改善の方向性	6
	(2) 入学者選抜制度の設計における留意点	7
	(3) 入試時期	9
	(4) その他	9
5	おわりに	11
<資料>		
	県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要項	12
	県立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員一覧	13
	県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の審議経過等	15

1 はじめに

入学者選抜（入試、高校入試）については、選抜方法や日程の見直し、追検査の実施等、全国的に改変の傾向にある。本県では、平成13年度及び14年度に設置された「熊本県立高等学校入試制度検討委員会」の報告書で示された「受検機会の拡大」、「学校の特色や主体性を生かせる入試制度」の趣旨を踏まえ、平成17年度入試から「前期選抜」、「後期選抜」が導入され、平成24年度入試から現行の「前期（特色）選抜」、「後期（一般）選抜」が実施されている。現行の入学者選抜制度になって約10年が経過し、生徒数や受検者数の減少がみられるとともに、この間、高等学校（以下、本提言では「高校」という）を取り巻く社会の環境は大きく変化した。

令和2年（2020年）には、少子化の進展による生徒数の減少等による定員割れの進行といった県立高校を取り巻く状況を踏まえ、「県立高等学校あり方検討会」が設置され、高校魅力化のための具体的な施策として、令和3年（2021年）3月に「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくり～（提言）」がまとめられた。同提言では、「魅力ある学校づくりに向けた14の取組」の一つとして、「入試制度のあり方の検討」が示され、これを受けて、県内の各分野を代表する委員から成る「県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」が設置されたものである。

本検討委員会では、熊本県教育委員会から「選抜方法や実施時期等、現状に応じた入試制度のあり方について検討する必要がある。入試時期の見直しや選抜の方法など、現行の入試制度の課題や、中学生のニーズを踏まえた入試制度の改善の検討をお願いする。」という協議依頼を受け、令和4年（2022年）12月までに計6回にわたる協議を行った。その中で、入学者選抜制度のあり方や今後の方向性について、中学校、高校双方の視点から、また、生徒や保護者、学識経験者、県民の視点から協議を行い、熊本県の子供たちの学びがいがあるべきか、熊本県ではどのような子供を育てるかといった教育の本質についても共通認識を深め、ここに、県立高等学校入学者選抜制度の今後の方向性について提言することとした。

今後、熊本県教育委員会において、提言の趣旨を十分に踏まえ、すべての子供たちの多様な力が十分に発揮される新たな入学者選抜制度が実現されることを望む。

令和5年（2023年）3月24日

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会

2 現行入学者選抜制度の概要

(1) 経緯

- ・平成9年6月の中央教育審議会第2次答申において『「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視して、入学者選抜の一層の改善に向けた努力を傾注すべきである』と示される。
- ・平成13年度及び平成14年度に設置された「熊本県立高等学校入試制度検討委員会」報告書において、「受検機会の拡大」、「学校の特徴や主体性を生かせる入試制度」の必要性が提言される。
- ・平成17年度入試から県立高校において前期選抜、後期選抜を導入した。
(前期選抜は普通科も含めて実施。学校によっては学力検査も実施。)

【導入の趣旨】

・受検機会の拡大	・受検生の多様な能力・適性を評価	・高校の特色化
----------	------------------	---------

【導入後の課題】

- ・不必要な不合格体験が多い
- ・入試事務の業務量の増加（中学校）
- ・独自問題作成への負担（高校）
- ・子供と向き合う時間の減少（中学校・高校）
- ・上記課題を改善するため、平成24年度入試から現行の前期（特色）選抜、後期（一般）選抜を実施している。
(前期（特色）選抜は、主として普通科の第1学年から定員を定めて募集するコース、専門学科及び総合学科のうち、希望する学科・コースで実施する。また、前期（特色）選抜については、学力検査を実施しない。)

(2) 選抜方法の概要

※中高一貫教育（連携型）及び中高一貫教育（併設型）に係る入学者選抜については、今回の検討対象としていないため、省略する。

前期（特色）選抜

ア 趣旨

- ・受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- ・実施する学校においては、それぞれの特色に応じた選抜を行うことで、特色化を積極的に進める。

イ 実施学科等

普通科のコース（コースとは第1学年から定員を定めて募集するものを

いう。)、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校のすべての学科のうち、希望する学科・コース。ただし、中高一貫教育(連携型)を行う高校は除く。

ウ 募集人員

募集定員の70パーセント以内の範囲で当該高等学校長が定める。

ただし、熊本市に所在する高校においては、募集定員の50パーセント以内の範囲で当該高等学校長が定める。

エ 選抜

- ・実施する高校は、選抜に当たって重視する観点を定める。
- ・実施する高校は、重視する観点に沿って、学校独自検査(面接、小論文、実技検査等)の中から選抜方法を定める(複数の組み合わせも可)。
- ・募集人員が募集定員の50パーセントを超える高校は、A群(面接、実技検査等)とB群(小論文、実験、自己表現等)からそれぞれ1つ以上の検査を実施する。

オ その他

- ・合格した場合は、必ず入学することを条件とする。

後期(一般)選抜

ア 趣旨

- ・受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

イ 実施学科等

- ・全日制課程及び定時制課程の全学科・コース

ウ 募集人員

募集定員から前期(特色)選抜又は中高一貫教育(連携型)に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数。中高一貫教育(併設型)を行う高校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数。

エ 選抜方法

- ① 学力検査を行った5教科の得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。
- ② 調査書の評定については、次の(ア)~(ウ)の手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。
 - (ア) 学力検査を行う5教科については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その合計点を、学力検査の得点を用いて補正する(別表参照)。
 - (イ) 学力検査を行わない4教科については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計する。

(ウ) (ア) で補正した5教科の合計点に、(イ) の4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

【別表】

得点	50	47	44	41	38	35	32	29	26	23	20	17	14	11	8	5	2
評定	4.8	4.5	4.2	3.9	3.6	3.3	3.0	2.7	2.4	2.1	1.8	1.5	1.2	0.9	0.6	0.3	0
20	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12
19	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12
18	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
17	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
16	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10
15	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10
14	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
13	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
12	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
11	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8
10	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7
9	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7
8	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6
7	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6
6	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
5	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5
4	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4

- ③ 受検者の中で、①の学力検査の順位、②の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。
- ④ 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、各高等学校長は、あらかじめ定めた「第1選考後の選抜基準」に従って、第1選考の合格者以外の者の中から残りの合格者を決定する。「第1選考後の選抜基準」については、各高校が作成する募集要項の中で事前に公表する。

後期（一般）選抜の追検査

新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、後期（一般）選抜の学力検査を受検できなかった者に対して実施する。

二次募集（全日制課程・定時制課程）

合格者数（中高一貫教育（併設型）を行う高校においては、併設する中学校からの入学予定者数を含む。）が募集定員に満たない学科・コースについて実施する。

追検査受検者対象の二次募集（全日制課程・定時制課程）

二次募集を実施するすべての学科・コースにおいて、追検査受検者対象の二次募集を実施する。

3 現行入学者選抜制度の現状と課題

(1) 「県立高等学校あり方検討会」の提言等から

- ・ 出願者数は減少傾向が続いている。
- ・ 近年は中学卒業者数の減少を上回るペースで出願者数が減少している。
- ・ 定員割れの高校が増加している。
- ・ 高校の入学者選抜の倍率の低下が、中学生の学力や入学者選抜に向けての学習意欲の低下に影響しているとの指摘がある。全国学力・学習状況調査の結果を見ると、充足率が低い都道府県は得点も低い傾向が見られる。
- ・ 受検者がほぼ全員入学している高校では、生徒間の学力差が大きくなり、入学後に、習熟度別指導などの多様な指導体制が求められる。
- ・ 定員に対して入学者が少ないと、開講科目が減ったり、選択科目ごとの人数が減ったりするなど、教育課程の編成に支障が生じる。
- ・ 定員割れが続く高校では、学校の過小評価につながり、更なる定員割れを招いているとの指摘もある。

(2) 本検討委員会における主な意見から

- ・ 前期（特色）選抜の不合格体験は、中学生にとって精神的な負担が大きい。
- ・ 中学校において、前期（特色）選抜で不合格だった生徒へのケアに苦慮している状況がある。
- ・ 前期（特色）選抜で不合格だった生徒が、結局同じ学校に後期（一般）選抜で合格している状況がある。
- ・ 前期（特色）選抜で不合格者を出していても、後期（一般）選抜で定員に満たないことがある。
- ・ 中学校において、前期（特色）選抜で合格した生徒と後期（一般）選抜を受検する生徒が混在することで、授業態度等の学校生活に影響する場合がある。
- ・ 中学校において、あまりに早く進路決定した生徒の学習意欲が減退している状況がある。
- ・ 子供たちが自分の能力・適性や意欲等に応じた学校選択をしているか疑問がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応のため入試時期が早くなったことで、中学校において、学習保障、行事の変更、入試事務の面で負担が大きくなっている。
- ・ 入試の回数が多いことや入試時期が早くなったことで、生徒や保護者が手続きに追われている。
- ・ 入試時期が早くなり、生徒が進路について考える時間が限られている。
- ・ 行事の多い時期に何回も入試の準備等を行う必要があり、高校側の負担も大

きい。

- ・ 現行の後期（一般）選抜の時期は、国公立大学の試験時期と重なり、高校における進路指導への影響が大きい。
- ・ 前期（特色）選抜を実施していない高校では、入試にスクール・ミッションを反映できない。

4 入学者選抜制度の改善について

（1）入学者選抜制度の改善の方向性

- ・ 中学校の教育活動においては、3年間の教育課程を確実に修了し、生徒に十分な学力や生きる力を育んだ上で、高校や社会に接続することが重要である。また、中学校教育は、地域の子供たちが一緒に学ぶ最後の機会でもある。
- ・ 高校の選択は子供たちの将来に関わることであり、受検生及び保護者が進路について考える時間を十分確保することが必要である。
- ・ 入試に係る教師の負担が子供たちに影響することから、中学校及び高校の負担軽減は重要な観点である。
- ・ 中学校から高校への学びの接続及び高校卒業後の進路を踏まえ、基礎学力を育成することが重要である。
- ・ 各高校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーをはじめ、学習内容や専門性といった特色や高校卒業後の進路など、多様な観点で受検先の選択ができることが必要である。
- ・ 子供たちの学ぶ権利の保障をはじめ、学校が子供たちの居場所となる側面、多様な能力を持った生徒を地域で育て、地域に還元するといった多面的な観点から、学力だけでなく、多様な能力・適性や意欲等を評価することが必要である。
- ・ 子供たち一人一人に応じた適切な進路指導やキャリア教育が重要である。
- ・ 地域及び学科の特色や各高校の魅力化を踏まえ、教育方針や特色を入試に反映できることが必要である。

3に記載した現状と課題を念頭に、以上の観点から、改善の方向性として次の4点を踏まえた制度の検討が必要である。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 前期（特色）選抜と後期（一般）選抜を一本化する② 受検生全員に学力検査を課す③ 受検生の多様な能力や個性等が評価される制度にする④ 高校が自校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを反映して選抜できる制度にする |
|--|

(2) 入学者選抜制度の設計における留意点

- ・(1) で示した改善の4つの方向性を踏まえると、前期(特色)選抜と後期(一般)選抜の入試日程を一本化し、1回の受検で複数の観点から選抜する制度が望ましい。
- ・中学校において確かな学力を身に付け、高校に接続する観点から、選抜の際に、すべての受検生に学力検査を課すことが望ましい。
- ・各高校は、受検生の多様な能力・適性や意欲等をはかることができるよう、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた重視する観点を明確に示す必要がある。
- ・選抜方法が複雑化することで、受検生及び保護者、指導する中学校に不安や負担が生じることのないよう、選抜方法の大枠については県で統一することが望ましい。
- ・各高校が自校及び学科の特色を示し、求める生徒を選抜できるようにするとともに、受検生が自分の能力・適性や意欲等に応じた受検先を選択することができるよう、具体的な選抜方法については学校の裁量を認めることが望ましい。
- ・前期(特色)選抜と後期(一般)選抜を一本化して受検回数が1回になった場合、二次募集のあり方がより重要になるため、このことも踏まえた検討が必要である。

<改善した制度における選抜方法のイメージ>

[選抜の手順]

- ① すべての受検生に学力検査を課す。
- ② 各高校は、学力検査の得点等を用いて、選抜の観点の異なる選考①及び選考②による選抜を順に行い、合格者を決定する。

[選考①及び選考②の順序]

(例1)

各高校において、学力検査の得点等を用いて、先に選考①(学力検査重視)を行い、続けて、選考②(特色重視)を行い、合格者を決定する。

選考①(学力検査重視) [募集定員の一定割合]	選考②(特色重視) [募集定員の一定割合]
----------------------------	--------------------------

(例2)

各高校において、学力検査の得点等を用いて、先に選考①(特色重視)を行い、続けて、選考②(学力検査重視)を行い、合格者を決定する。

選考①(特色重視) [募集定員の一定割合]	選考②(学力検査重視) [募集定員の一定割合]
--------------------------	----------------------------

※特色重視の選考について

特色重視の選考については、各校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえ、学力検査に加え、以下のような検査や配点の工夫を行うことが考えられる。

- ・実技検査
- ・小論文や作文
- ・面接や口頭試問、プレゼンテーション等
- ・特定の教科の学力検査得点を高くするなどの配点の工夫

【統一事項】

- ・すべての受検生に学力検査を課す。
- ・1回の受検で、選考①及び選考②による選抜を実施する。
- ・すべての学校が選考①及び選考②を実施する。
※選考①及び選考②で募集する割合の基準、学力検査を実施する教科の配点や調査書における評定の配点の基準等の大枠は県教育委員会
が定め、各高校の特色や主体性を生かせるよう、その枠内で学校の裁
量を認める。

【今後の検討事項】

選抜内容の詳細については、今後、県教育委員会で検討する。

- ・ 選考①及び選考②の選抜の順序についての考え方
- ・ 選考①及び選考②で募集する割合の基準
- ・ 選考①及び選考②の対象者についての考え方（特色重視の選考をすべての受検生が受検するかどうか等）
- ・ 学力検査を実施する教科の配点や調査書における評定の配点の基準
- ・ 学校・学科の特色に応じた入試のあり方
- ・ 面接、実技検査、小論文等の実施の有無
- ・ 具体的な選抜の日程（出願・選抜・合格発表、検査時間割等）
- ・ 各高校の特色を反映した二次募集のあり方
- ・ 「中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜」のあり方
- ・ 長期欠席者、海外帰国生徒及び外国人生徒など、特別の配慮を必要とする生徒に係る入試のあり方

（３）入試時期

- ・ 子供たちの学習保障を第一に、中学校生活を最後まで充実して過ごすとともに、それぞれの進路についてじっくり考え、中学校３年間の学習を確実に終えて受検に臨めるような実施時期が望ましい（３月上旬）。
- ・ 受検生の進路を早く決めたいという思いを踏まえると、県立高校の入試時期を今より後ろ（３月上旬）にした場合、中学生が早期に進路先を決めることのみを考えてしまうことなどが懸念される。公私立を超えて、本県の子供たちの学力を保障するという観点から、私立高校の入試時期についても併せて調整することが必須である。
- ・ 私立高校の入学手続きの期限等が県立高校の受検に影響しないよう、事務手続きに係る日程面についても私立高校との調整が必要である。

（４）その他

- ・ 受検生が制度変更不安を感じることがないように、制度変更する際は、３年程度の周知期間と幅広い情報提供が必要である。
- ・ 引き続き県立高校の魅力化を進め、高校が魅力化したことを受検生にアピールするとともに、各高校及び各学科の特色を入試に反映できるようにすることが必要である。
- ・ すべての県立高校の魅力化の推進の重要性を前提としつつ、入試制度の検討においては充足率に加え、受検生一人一人の強みを高校の特色とマッチング

させる視点や「何のために学ぶのか」「熊本県ではどのような子供を育てるのか」という視点が重要である。

- ・多様な能力や個性等を評価する入試制度になった場合も、選抜方法や進学先に関わらず、入学後すべての子供の力が伸長されるような教育委員会及び各高校の取組が必要である。

5 おわりに

本検討委員会では、子供たちの中学校における学びの保障、多様な能力・適性等の評価、中学校及び高校の負担軽減、高校の魅力化の推進など多様な視点で協議を行い、高校入試をめぐるそれらの様々な要請を高次元で両立させられるような方向性を示すことを念頭に議論を進めてきた。

また、中学校3年間の学習や活動の集大成として臨む高校入試は、子供たちの将来につながる重要な選択の機会として、各高校の特色と子供たちの能力・適性や意欲等とのマッチングが図られることが重要であり、高校の魅力化と入試制度は両輪であることを改めて確認したところである。

さらに、本検討委員会では入試制度に関わる多様な協議を進める中で、本来高校入試が何を指すものかという根本的な問いに立ち返り、高校入試がゴールではなく、中学校から高校への学びの接続において重要な役割を果たすこと、そして、子供たちの生涯にわたる学びの新たなスタートであるという認識に至った。

この提言を受けて、今後県教育委員会において入学者選抜制度の改善が図られる上では、高校入試の意義を生徒、保護者、教員（中学校、高校）が再認識し、共通理解を図るとともに、本県の高校入試が、一人一人の子供の高校生活の充実、そして生涯にわたって自ら学び続ける人材の育成につながることを強く期待する。

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 入学者選抜制度の在り方等について検討するため、「県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)の依頼により次に掲げる事項について協議する。

- (1) 入学者選抜制度の改善について
- (2) その他、入学者選抜に関することについて

2 検討委員会は、協議の結果を取りまとめ教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員16名程度で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 議会・行政関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。ただし、審議が令和3年度(2021年度)中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の収集)

第7条 会長は、必要があるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)8月27日から施行する。

令和3年度 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 委員一覧

	区分	氏名	役職
1	学識経験者	八幡 英幸	熊本大学 理事
2		出川 聖尚子	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
3	各種団体 関係者等	野口 泰喜	熊本県人権擁護委員連合会会長
4		小多 崇	熊本日日新聞社編集委員兼論説委員
5		足立 國功	熊本県産業教育振興会会長
6	議会・行政 関係者	吉田 孝平	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
7		志波 典明	熊本県都市教育長協議会会長
8		吉永 公力	熊本県町村教育長会会長
9	学校教育 関係者	馬場 敬子	熊本県小学校長会会長
10		大園 隆明	熊本県中学校長会会長
11		松岡 隆恭	熊本県中学校長会副会長
12		牛田 卓也	熊本県公立高等学校長会会長
13		池田 廣	熊本県私立中学高等学校協会副会長
14		田中 万里	熊本県PTA連合会会長
15		松島雄一郎	熊本市PTA協議会会長
16		夏木 良博	熊本県公立高等学校PTA連合会会長

(役職は、令和3年(2021年)12月17日時点)

●会長

八幡 英幸 委員

●副会長

出川 聖尚子 委員

令和4年度 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会 委員一覧

	区分	氏名	役職
1	学識経験者	八幡 英幸	熊本大学 理事
2		出川 聖尚子	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
3	各種団体 関係者等	野口 泰喜	熊本県人権擁護委員連合会会長
4		藤本 英行	熊本日日新聞社編集委員兼論説委員
5		足立 國功	熊本県産業教育振興会会長
6	議会・行政 関係者	大平 雄一	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
7		音光寺 以章	熊本県都市教育長協議会会長
8		吉永 公力	熊本県町村教育長会会長
9	学校教育 関係者	本田 裕紀	熊本県小学校長会会長
10		原 公德	熊本県中学校長会会長
11		作田 潤一	熊本県中学校長会副会長
12		牛田 卓也	熊本県公立高等学校長会会長
13		田中 篤	熊本県公立高等学校長会教育課題委員会委員長
14		池田 廣	熊本県私立中学高等学校協会会長
15		田中 万里	熊本県PTA連合会会長
16		松島 雄一郎	熊本市PTA協議会会長
17		夏木 良博	熊本県公立高等学校PTA連合会会長

(役職は、令和4年(2022年)12月21日時点)

●会長

八幡 英幸 委員

●副会長

出川 聖尚子 委員

県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の審議経過等

	開催日・場所	議 事
第1回	令和3年（2021年） 10月8日（金） [水前寺共済会館グレースシア]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行県立高等学校入学者選抜制度の概要について ・ 県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題について ・ 協議依頼事項について
第2回	令和3年（2021年） 12月17日（金） [水前寺共済会館グレースシア]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の論点整理等について ・ 入学者選抜制度の現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> ア 本県における入学者選抜制度の現状と課題について イ 入学者選抜制度の全国的な動向について ウ 主な都道府県の入学者選抜制度について
第3回	令和4年（2022年） 5月31日（火） [水前寺共済会館グレースシア]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜について【報告】 ・ 入学者選抜制度の今後の方向性について <ul style="list-style-type: none"> ア 第1回及び第2回委員会の概要及び論点 イ 主な都道府県の入学者選抜制度について
第4回	令和4年（2022年） 7月25日（月） [県庁新館 職員研修室]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の論点整理等について ・ 入学者選抜制度の今後の方向性について
第5回	令和4年（2022年） 10月12日（水） [県庁本館 地下大会議室]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の論点整理等について ・ 入学者選抜制度の今後の方向性について
第6回	令和4年（2022年） 12月21日（水） [県庁新館 職員研修室]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の論点整理等について ・ 入学者選抜制度の今後の方向性について

※参集による検討委員会は第6回で終了し、その後は書面にて提言内容の最終確認を行った。

<提言>

令和5年（2023年）3月24日（金） 八幡英幸会長から白石伸一教育長に提出